

リそな企業年金研究所

リそな年金FAX情報



《厚生年金基金関連》

平成22年9月13日

指定基金健全化計画承認基準等の改正について

平成22年9月8日付で、指定基金健全化計画承認基準の一部改正に関する通知が発出されました（年発0908第2号）。主な改正内容は、平成22年7月22日付リそな年金FAX情報でお伝えした通りですが、以下に再掲します。

また、新たに厚生労働省に確認できた事項について、主な内容をご案内いたします。

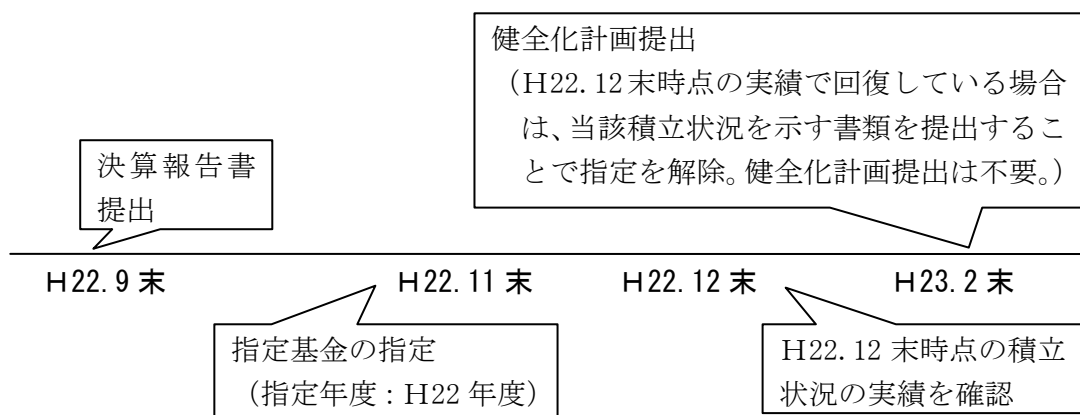
	現行	改正後
指定対象基金	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 厚生労働大臣が指定基金に指定する日の属する年度（以下「指定年度」という）の前3事業年度の決算において連続して純資産額が最低責任準備金の9割を下回っている基金が該当する。 （指定年度以降の決算において純資産額が最低責任準備金の9割以上となれば解除される。） ◇ ただし、解散の方向性について代議員会の議決後、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課との協議を経た上で、解散の認可に必要な手続きの準備に着手している基金は対象から除外する。 ◇ 健全化計画の期首において、純資産額が最低責任準備金の9割以上となることが見込まれる基金も対象から除外する。 （「健全化計画実施予定年度における純資産額等の確認」を10月末までに提出する必要あり。） 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 現行通り ⇒ <u>除外対象としない</u> ⇒ 当該基金については一旦指定し、指定年度の12月末時点の実績で回復している場合には、当該積立状況を示す書類を2月末までに提出することにより、指定を解除することとする。 この場合、健全化計画の提出は不要とする。
健全化計画	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 最低責任準備金の9割を最低限確保することを目標とし、指定年度の翌年度以降5年度の健全化計画を提出しなければならない。（また、指定を受けている間、健全化計画の実施状況の報告が必要。） ◇ 提出期限：指定年度の12月末 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 現行通り ⇒ 指定年度の2月末（承認期限までが短期間となるため事前相談を可能とする）

	<p>◇ 最低責任準備金の予測に用いる利回り ： 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</p>	<p>⇒ <u>直近の過去5事業年度の実績の平均</u>又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りの<u>いづれか</u></p>
--	---	--

<新たに厚生労働省に確認できた事項>

- ✓ 健全化計画（別添様式2）1. 財政に関する事項 2. 業務に関する事項については、設立時から直近の決算まですべて記載することとなっているが、保存年限が過ぎてしまい、10年以前の決算に関する書類を破棄している場合は、10年間分の記載でよい。
- ✓ 指定年度の2月末までに、解散・代行返上の認可済もしくは認可申請済であれば、健全化計画の作成は不要。（3月以降に認可申請を行う予定の場合は、作成は必要。）
- ✓ 掛金の引上げ猶予を適用している場合、長期運営計画と健全化計画は各々提出する必要があるが、長期運営計画と健全化計画の前提（運用利回り等）については、必ずしも平仄をとる必要はない。
また、健全化計画の平成24年4月以降の掛金は以下の通りとする。（ただし、予め規約に定める必要はない。）
 - ・ 標準掛金を引上げ猶予している場合⇒現行の数理上掛金に基づいた掛金
 - ・ 特別掛金を引上げ猶予している場合⇒健全化計画の要件を満たすのに必要な範囲で引き上げた掛金
- ✓ 健全化計画を再策定する必要がある場合、最終年度は再策定年度の5事業年度後ではなく、策定当初の計画における最終年度とする。

【平成19・20・21年度決算で純資産額<最低責任準備金の9割となった場合のスケジュール】



<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上